

令和6年4月1日

給料水準内訳書

特定非営利活動法人宮崎文化本舗就業規則第38条および第39条に定める方法により、次の通り金額を支給する。

(基本給)

役職等に応じて、下表の金額を支給する。

当法人において、基幹的業務を行う職員に適用する基本給(単位:円)

No	役職	基準額 月額(時給)	基本給	
			上限	下限
1	事務局長	250,000(1,488)	300,000(1,785)	250,000(1,488)
2	事務局次長	220,000(1,309)	250,000(1,488)	220,000(1,309)
3	事業責任者 施設長	250,000(1,488)	300,000(1,785)	250,000(1,488)
4	課長・副施設長	210,000(1,250)	250,000(1,488)	200,000(1,190)
5	職員	180,000(1,071)	210,000(1,250)	170,000(1,011)

(職務・職能手当等)

専門職および技術手当として、下表の金額を支給する。

等級	金額
A	100,000
B	70,000
C	50,000
D	20,000

(月額/単位:円)